第二十二条を第二十二条の二とし、第四章第四節中同条の前に次の一条を加える。

（外国税額の還付）

第二十二条　地方法人税確定申告書の提出があった場合において、当該地方法人税確定申告書に第十九条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該地方法人税確定申告書を提出した内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の地方法人税確定申告書の提出期限（当該地方法人税確定申告書が期限後申告書である場合には、当該地方法人税確定申告書を提出した日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

3　第一項の規定による還付金を同項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条第一項中「第六十条第六項（同法第八十一条の三十一第六項において準用する場合を含む。）」を「第八十条第九項」に、「第八十条第七項（同法第八十一条の三十一第六項又は」を「第八十条第十項（同法」に改め、「同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度」を削り、「から第三号まで」を「又は第二号」に、「第十二条第一項、第二項若しくは第七項」に、「当該金額を加算した金額」を「当該金額を加算した金額とし、第十二条第八項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額」に、「第八十条第七項の」を「第八十条第十項の」に改め、同項ただし書中「、同法第八十一条の三十一第一項に規定する欠損連結事業年度」を削り、同条第二項中「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に、「同条第八項（同法第八十一条の三十一第六項又は」を「同条第十一項（同法」に改める。

第二十四条中「第八十条の二」を「第八十二条」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第三号」を「第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第一号中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第一号から第五号までに掲げる金額」を削り、同条第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十五条第一項中「又は第三号」を削る。

第二十六条第二項中「第七十条第四項」を「第七十条第五項」に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項若しくは前項」を「若しくは前二項」に、「前二項又は」を「若しくは第三項又は」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条又は地方法人税法第二十六条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「又は同法第百二十一条第一項の承認を受けていない法人が同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当する場合」を削り、「、これらの」を「、その」に、「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に、「第十九条第六項」を「第十九条第五項」に改め、同条第二項中「又は同法第百二十七条第二項」及び「又は同条第二項に規定する事業年度」を削り、「次項」を「第五項」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　通算法人が法人税法第百二十七条第一項の規定により同法第百二十一条第一項の承認を取り消された場合には、その承認の取消しについては、前項の規定は、適用しない。

4　通算法人であった法人に係る第二項の規定の適用については、同項中「事業年度」とあるのは、「事業年度（当該事業年度が同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日がその法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度」とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（更正等による外国税額の還付）

第二十七条の二　内国法人の提出した地方法人税確定申告書に係る地方法人税につき更正（当該地方法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第十九条第一項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日）までの期間とする。

3　第一項の規定による還付金を同項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第一項及び第二項中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改め、同条第五項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

第二十九条第一項中「又は第三号」及び「（当該内国法人が連結親法人である場合には、その事業体間適格合併（第十三条第二項に規定する単体間適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）」及び「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に改め、同条第二項中「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に改め、同条第三項中「が単体間適格合併又は連結内適格合併」を「が適格合併」に、「当該単体間適格合併又は連結内適格合併」を「、当該適格合併」に改め、「とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人（当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人）とする」を削り、「単体間適格合併に係る」を「適格合併に係る」に、「単体間適格合併の」を「適格合併の」に改め、「（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）」を削り、同項第一号中「（連結法人の残余財産を除く。）」を削り、同項第二号中「による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）」を「（適格合併を除く。）による解散」に改め、同項第三号中「（連結法人の解散を除く。）」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「（連結法人を除く。）」を削り、同号を同項第四号とし、同条第四項中「（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人。第六項及び第七項において同じ。）」を削り、同条第九項中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改める。

第三十条中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に、「第十九条第六項」を「第十九条第五項」に改める。